

随意契約に付する理由書

工事名：大阪府警察本部本庁舎 5 階留置管理課無停電電源装置改修工事

本工事は、本部本庁舎 5 階留置管理課内に設置している無停電電源設備を更新するものです。

当該設備は現在、蓄電池寿命の警報が発報し、蓄電池の交換が必要ですが、設置後 23 年が経過していることから制御機器についても耐用年数を大幅に超過しております。蓄電池のみ更新した場合、制御機器の故障リスクが解消されないことから、根本的な更新が必要です。

当該設備の用途は留置管理課監視卓、非常扉、非常ベル、留置管理監視カメラのバックアップ電源であり、停電時においても瞬間停電することなく電気を供給するものです。当該設備が故障した場合は、これらの機器類が全て電源が断たれるため、監視卓、非常扉、非常ベル、監視カメラ等が動作しないことから、留置業務に著しく支障をきたします。

上記理由により速やかに工事を行うことが必要ですが、本工事を実施するにあたり、工事前後の適切な操作及び動作確認を行うことが必須となりますが、当該設備全体を熟知している事業者でなければ適切な工事及び当該設備が正常な状態であることを確認することができません。

このため、適切に工事を施工できる者は、当該設備のシステム全容、機器の構造・仕様、性能等を熟知した製造設置及び保守点検の事業者であるパナソニックコネクト株式会社現場ソリューションカンパニー西日本社のほかになく、同社より見積書を徴取したところ見積価格も適正と認められますので、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約を締結するとともに、大阪府財務規則の運用第 6 2 条関係第 2 項第 1 号により比較見積を省略するものです。